

ひの市議会だより

第201号
平成24(2012)年
11月14日発行

日野市議会

〒191-8686 日野市神明1-12-1
TEL(042)585-1111(内線6002~6005)
FAX(042)586-4605
http://www.city.hino.lg.jp/
E-mail:gikai@city.hino.lg.jp

平成24年
第3回
定例会

平成23年度決算を認定しました

各施策に向き合って、予算が執行されたことを確認

平成24年第3回定例会は、9月3日から27日まで開催され、合計30件の議案が審議されました。

市長提出議案は、「暴力団排除条例の制定」、「平成23年度一般会計決算の認定」(審議概要は2、3面に掲載)など20件で、採決の結果、賛成多数でいずれも可決・認定されました。

議員提出議案は、「がん対策推進基本条例の制定」(一面別掲記事参照)、意見書など10件で、そのうち7件が可決されました(審議結果は5、6面に掲載)。

また、4日間にわたり行われた一般質問では、19人の議員から30件の質問がありました(4、5面に掲載)。

主な議案と内容

●日野市暴力団排除条例の制定について

この議案は、安全で安心して暮らせるまちの推進を図るための施策として、市・市民・事業者が一体となって市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除することを目的とするものです。

なお、施行日は平成24年10月1日です。

●日野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

この議案は、市の防災会議に新たな委員を加えて、より多くの意見を反映させることにより、防災対策の一層の強化を図ることを目的とするものです。

なお、施行日は平成24年10月1日です。

●日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

この議案は、「地域の自

主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」が公布されたことに伴い、土地区画整理法の一部が改正され、土地区画整理事業施行地区内の建築行為の許可等の権限が東京都から移譲されたことなどに伴って、条例の一部を改正するものです。

なお、施行日は平成24年9月28日です。

●日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例の制定について

この議案は、「地域の自

主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」が公布されたことに伴い、土地区画整理法の一部が改正され、土地区画整理事業施行地区内の建築行為の許可等の権限が東京都から移譲されたことなどに伴って、条例の一部を改正するものです。

なお、施行日は平成24年9月28日です。

●平成24年度日野市一般会計補正予算(第2号)

補正額は歳入・歳出それぞれに26億55万8千円を追加し、総額を54億2千973万1千円とするものです。

この補正は、小・中学校への冷暖房設備の設置、市立保育園の耐震化、市内共通商品券事業への補助、高齢者在宅療養支援など早急に対応が必要なものです。

歳入では、地方交付税における普通交付税の交付額の確定に伴い1億5千67万4千円の減、国庫支出金における公立学校冷房化に伴う学校施設環境改善交付金などにより1億9千246万4千円の増、都支出金における緊急雇用創出事業、医療保健政策区市町村包括補助事業などにより1億9千40万5千円の増、繰入金では、学校施設整備基金等各種

基金の繰入により3億2千918万8千円の増、繰越金は17億8千57万円の増、市債では小・中学校冷暖房設備設置工事の増、臨時財政対策債の減額により1億730万円の増です。

一方、歳出の主なものは、総務費では市制施行50周年事業の記念誌発行の準備などに185万5千円、基金積立金に13億3千379万9千円、民生費では高齢者在宅療養支援事業に1千79万8千円、とよだ保育園の耐震化工事に1千248万2千円、商工費では市内共通商品券発行に対する補助金として1千555万円、土木費では日野駅周辺「おもてなしルート」の整備に1千600万円、教育費では小・中学校の普通教室などへの冷暖房設備の設置に11億577万9千円、予備費では自然災害など緊急を要する対応の増加や、今後の突発的な災害に備えるため1千万円の増などが計上されています。



七ツ塚ファーマーズセンターがオープン

10月13日の開所式は、大勢の方でにぎわいました。物販コーナーや多目的室、調理室などを備え、農業の情報発信拠点として、農業者と市民との交流、地域コミュニティの推進が期待されます。(新町5-20-1)

議員提出議案

「がん対策推進基本条例」可決

「日野市がん対策議員連盟」(写真)が提出した「日野市がん対策推進基本条例案」が、全会一致で原案可決されました。この議員連盟は、がん対策を研究し、政策提言することにより、市が総合的ながん対策を推進することを目標に、昨年10月に全議員参加で発足。独自に医療関係者や患者会などの勉強会・講演会を開催して議論を

深め、市長に対して提言書を出しているなどの活動を経て、今回の条例案の提出に至りました。

条例は全13条からなり、市はがん対策の必要施策を実施すること、市民は生活習慣の改善などで予防に努め、検診への参加、早期発見・治療に努めること、事業者は従業員の検診受診率向上に努めること、教育機関では児童・生徒に対して正しい知識の啓発を行うことなどが定められています。

また、がん患者とその家族の精神的・経済的な不安の軽減のために、情報提供や相談体制を整備することなども市に求めています。施行日は、平成24年11月1日です。これを契機に、がんに負けない社会をみんなで築いていきたいと思います。

